

§ 2 保健所（健康福祉センター）の業務と組織

I 保健所（健康福祉センター）の設置と事業

1 地域保健法（昭和22年法律第101号 改題：平成6年法律第84号）抜粋

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号に規定する区域及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第2項第1号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 感染症その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第7条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第8条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第9条 第5条第1項に規定する地方公共団体の長は、その職権に属する第6条各号に掲げる事項に関する事務を保健所長に委任することができる。

第10条 保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

2 地域保健法施行令（昭和23年政令第77号 改題：平成6年政令第223号）抜粋

第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号 改題：平成12年法律第111号）抜粋

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

4 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 地域における地域保健対策の推進

- 1 自助及び共助の支援の推進
- 2 住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービスの提供
- 3 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくり
- 4 医療、介護、福祉等の関連施策との連携強化
- 5 快適で安心できる生活環境の確保

二 地域における健康危機管理体制の確保

三 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

四 国民の健康づくりの推進

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所（中略）

2 保健所の運営

（一）都道府県の設置する保健所

・・・次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

- （1）健康なまちづくりの推進
- （2）専門的かつ技術的業務の推進
- （3）情報の収集、整理及び活用の推進
- （4）調査及び研究等の推進
- （5）市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
- （6）企画及び調整の機能の強化

（二）政令市及び特別区の設置する保健所

・・・市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に・・・（注：上記のうち（5）を除く）・・・企画及び調整の機能の強化に努めること。

- ・ 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）
- ・ 千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）
- ・ 千葉市保健所条例（昭和63年千葉市条例第16号）
- ・ 船橋市保健所条例（平成14年船橋市条例第50号）
- ・ 柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号）